

令和2年度千葉県医師修学資金募集要項 (長期支援コース(地域枠))

～令和2年度入学生用～

【注意事項】

1. 各対象大学医学部が実施する「千葉県地域枠入学試験」に合格し、入学された者が貸付けの対象となります。
2. 当試験を受験する場合は、申し込みに必要な書類を、大学が指定する「千葉県地域枠入学試験」の出願書類と一緒に、大学あてに提出してください。
3. 千葉県地域枠入学試験の合格者は、いかなる事由であっても入学を辞退できません。

【目次】

- I 制度概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 申し込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- III 貸付決定及び貸付手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- IV 貸付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- V その他制度の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【添付書類】

様式、記載例、千葉県医師修学資金貸付条例、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

～お問い合わせ先～

(申請書類等の提出先ではありませんので御注意ください。)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 医療整備課

医師確保・地域医療推進室 医師修学資金貸付担当 あて

電話 043-223-3883 (直通)

E-mail d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/ishi/ishikakuho/gakusei/kashitsuke.html>

千葉県

I 制度概要

千葉県では、地域における医師不足や地域偏在を解消するため、地域医療に貢献しようとする意志を持つ医学生を対象に、将来、千葉県で医師として働いていただくことを目的として、医師修学資金貸付制度を実施しています。

この制度の一つである長期支援コース（地域枠）は、千葉大学、日本医科大学、順天堂大学、東邦大学、帝京大学（以下、「大学」という。）が実施する「千葉県地域枠入学試験」により大学に入学した者に対し、大学における修学に要する資金（以下、「修学資金」という。）を貸し付けるものです。

修学資金を借り受けた方は、医師免許取得後に貸付期間の1.5倍に相当する期間、知事が定める医師不足地域等の医療機関（以下、「知事が定める医療機関」といいます。）に勤務した場合、その全額が返還免除になります。

なお、本修学資金の貸付けは、令和2年3月31日までに、千葉県議会で千葉県医師修学資金貸付条例の改正（失効日の延長等）が可決され、令和2年4月1日より施行された場合において可能となります。

【お知らせ】

令和元年度中に令和2年度貸付対象者向けの制度改正を行う予定です。改正予定の事項は以下のとおりですが、今後、県議会での議決等を経て決定しますので、内容が変更となる場合があります。

- （1）返還免除要件であるキャリア形成プログラムの改正（要件の一部緩和）
- （2）貸付金（債権）管理の適正化を目的とする制度改正

（1）申し込み資格

以下の①～③までの条件を全て満たすことが必要です。

- ①大学が実施する「千葉県地域枠入学試験」の出願資格を満たし、出願する者
- ②大学に入学しようとする意思を有し、大学が実施する「千葉県地域枠入学試験」に合格した際に入学を確約できる者*
- ③将来、医師として、知事が定める医療機関に貸付期間の1.5倍に相当する期間、従事しようとする意思がある者

※ 千葉県地域枠入学試験の合格者は、いかなる事由であっても入学を辞退できません。

（2）募集人数

千葉大学：20名
日本医科大学：7名
順天堂大学：5名
東邦大学：5名
帝京大学：2名

（3）貸付金額

国公立大学：月額15万円（6年間合計 1,080万円）
私立大学：月額20万円（6年間合計 1,440万円）

(4) 貸付期間

令和2年4月から正規の修学期間を修了する月まで

(5) 取り消し

ア 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付けの決定を取り消すものとします。

この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から、修学資金の貸付けを行いません。

- ① 死亡したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
- ④ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑤ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

イ 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行いません。

※休学等をした場合は、速やかに県の修学資金担当者へ連絡してください。

ウ 借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留します。

(6) 返還

次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を、一括で返還しなければなりません。

ア 貸付期間が満了したとき。(返還免除要件を満たす見込みである場合は除く。)

イ 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

ウ 知事が定める医療機関での勤務による返還の免除を受ける前に、死亡したとき。

エ 知事が定める医療機関での勤務による返還の免除を受けることができないと確定したとき。

(7) 利息等

ア 利息

修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数に応じ、貸付けを受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を支払わなければなりません。なお、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

イ 延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければなりません。やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免する場合があります。

(8) 返還の猶予

以下のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予します。

- ア 修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- イ 知事が定める医療機関での勤務により、返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- ウ 災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

(9) 返還免除要件

返還が免除となる場合には、義務履行により返還が免除される場合と、業務上の事由による死亡等により義務履行ができなくなった場合があります。

義務履行により返還が免除される場合

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得し、キャリア形成プログラムに基づき定められた期間^{※1}内に修学資金の貸付期間の1.5倍の期間（以下、「義務年限」という。）、知事が定める医療機関^{※2}に勤務^{※3}したとき、貸付金の返還を免除します。

※1 義務年限＋猶予期間（4年間）＋猶予期間（加算）の合計の期間をいいます。

例えば、義務年限が9年間で、産休・育休により2年間の猶予期間の加算が認められた場合の定められた期間は15年間となります。

※2 県内の初期臨床研修病院及び千葉県医師修学資金貸付条例第8条第1項に規定する「特定病院等（借受人ごとに知事が定める病院又は診療所）」を指します。

詳細はキャリア形成プログラム（4P）をご覧ください。

※3 基本的に、常勤医師（原則として、医療機関で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者）として勤務してください。

キャリア形成プログラム

- 1 就業義務年限
貸与期間の1.5倍
- 2 医師不足地域^{*}等での就業期間
「3 配置方針」記載の地域A群、B群での勤務期間
※ 千葉県保健医療計画（平成30年4月）に定める医師不足地域
 - ・県内過疎市町（平成の合併によって過疎地域を合併した市町村は当面の間は過疎地域とする）
 - ・二次医療圏単位の10万対医師数が全国平均値を下回る地域
 ただし、医療計画の改定に伴い変更となる場合があります。

3 配置方針

① 6年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修病院群		いずれかの医療機関群（臨床研修病院群を除く）で7年 ただし、地域A群又はB群で通算4年以上、うち地域A群で2年以上勤務						

② 5年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	7.5年目
臨床研修病院群		いずれかの医療機関群（臨床研修病院群を除く）で5年6月 ただし、地域A群又はB群で通算3年6月以上、 うち地域A群で2年以上勤務					

③ 4年貸与の場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
臨床研修病院群		いずれかの医療機関群（臨床研修病院群を除く）で4年 ただし、地域A群又はB群で通算3年以上、 うち地域A群で2年以上勤務			

<医療機関群>

医療機関群	カテゴリー
臨床研修病院群	県内の臨床研修病院
地域A群	医師不足地域において優先的な配置が必要な病院
地域B群	医師不足地域において配置が必要な病院 ①医師不足地域の自治体病院 ②医師不足地域の地域医療支援病院 ③医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設（専攻医等としての勤務に限定）
県内病院群	県内の病院（上記指定を除く）

- 4 取得可能な専門医等の資格
一般社団法人日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1領域）

5 猶予期間（配慮事項）

- (1) 4年（県外での研修、大学院、留学等）
- (2) 正当な事由があると知事が認める場合、知事が正当な事由があると認める期間を加算

【正当な事由があると認める場合】

ア 災害、疾病、負傷、出産、育児の場合

イ ① 新専門医制度における専門医を取得する場合

義務年限^{*}内に、義務履行を果たすと、新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医を取得することが研修期間等から不可能である場合。ただし、基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

② 新専門医制度によらず従来の学会認定の専門医を取得する場合

義務年限^{*}内に、義務履行を果たすと、専門医（1つ）を取得することが研修期間等から不可能である場合。ただし、県内の医療機関に限ることとし、研修期間は、新専門医制度における専門医の中で、当該専門医に相当する領域の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

※義務年限＝修学資金の貸付期間の1.5倍の期間。（6年間貸付の場合9年間）

【正当な事由があると認める期間】

ア 勤務先等において休業として認められた期間

イ 新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医を取得するのに不足する期間。

※ 正当な理由がある期間が1月未満の場合を除く

※ 加算を行う場合は日単位とし、加算対象の「特定病院等において医師の業務に従事することができない期間」のうち義務履行に算定される期間は加算日数から除く

(参考) 平成31年4月1日現在の対象医療機関

<医療機関群>

医療機関群	カテゴリー	対象医療機関
臨床研修病院群 (36)	臨床研修病院	千葉医療C、千葉大附属、県立病院群、青葉、海浜、千葉メディカル、千葉中央メディカル、済生会習志野、津田沼中央、八千代医療C、船橋市立、船橋中央、千葉徳洲会、船橋二和、国府台、市川総合、行徳総合、順天堂浦安、東京ハイ・浦安市川、松戸市立、千葉西、新東京、新松戸中央、名戸ヶ谷、慈恵柏、東葛、小張総合、成田赤十字、東邦佐倉、聖隷佐倉、日医北総、旭中央、亀田総合、君津中央、千葉労災、帝京ちば
地域A群 (17)	医師不足地域において優先的な配置が必要な病院	佐原、多古、小見川、東庄、銚子、匝瑳、大網、さんむ、東陽、長生、いすみ、東千葉メディカル、鋸南、富山、鴨川、君津中央大佐和分院、県循環器
地域B群 (100)	医師不足地域において配置が必要な病院 ① 医師不足地域の自治体病院 ② 医師不足地域の地域医療支援病院 ③ 医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設(専攻医等としての勤務に限定)	① 医師不足地域の自治体病院 (7) (地域A群を除く) 船橋市立、船橋川、松戸市立、東松戸、市立柏、旭中央、君津中央 ② 医師不足地域の地域医療支援病院 (8) (上記の指定病院を除く) 市川総合、国府台、済生会習志野、八千代医療C、東邦佐倉、成田赤十字、亀田総合、千葉労災 ③ 医師不足地域の専門研修プログラムの研修施設(専攻医等としての勤務に限定) (85) (上記の指定病院を除く) 【東葛南部】津田沼中央、東京湾岸川、習志野第一、谷津保健、島田台、勝田台、新八千代、鎌ヶ谷、東邦鎌谷、板倉、北習志野花輪、共立習志野台、総武、セコメディック、滝不動、千葉徳洲会、同和会千葉、東船橋、船橋北、船橋整形外科、船橋総合、船橋中央、船橋二和、山口、大野中央、国福大市川、行徳総合、順天堂浦安、東京ハイ・浦安市川 【東葛北部】旭神経内科、オーククリニック、恩田第二、三和、新東京、新松戸中央、千葉西、日大歯学部附属、松戸整形外科、松戸川、千葉愛友会、東葛、流山中央、我孫子聖仁会、我孫子東邦、天王台消化器、名戸ヶ谷あびこ、平和台、おおたかの森、岡田、柏厚生総合、国がん研究C東、聖光が丘、辻中、慈恵柏、名戸ヶ谷、初石、江戸川、キッコーマン、小張総合、野田 【印旛】成田、聖隷佐倉、下志津、四街道徳洲会、日医北総、成田富里徳洲会 【香取海匝】島田総合、海上寮、九十九里ホーム、藤田 【山武長生夷隅】浅井、塩田記念、塩田、大多喜 【鴨川市】亀田リハ 【君津】加藤、木更津東邦、木更津、萩原、袖ヶ浦さつき台 【市原】磯ヶ谷、五井、帝京ちば、鎗田、さらしな
県内病院群	県内の病院(上記指定を除く)	

注1 対象医療機関は、上記のカテゴリーに該当する医療機関とし、医師不足地域、臨床研修病院等の指定、専門研修プログラム等にあわせ、変更するものとする。

なお、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間は義務年限に算定する。

2 地域B群③の専攻医等としての勤務は、一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務とする。

3 平成31年4月時点で産婦人科プログラムを設けている臨床研修病院は、千葉大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院、総合病院国保旭中央病院及び亀田総合病院の計5病院。

4 地域A群のうち、平成31年4月時点で分娩を取扱っている病院は、さんむ医療センター及び東千葉メディカルセンターの2病院。

【留意点】

- 県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加することが必須となります。
- 4ページのキャリア形成プログラムの、項目5の(2)については、離職して療養、育児等をする場合は対象になりません。

義務履行ができなくなった場合

- 医師の業務に従事する期間又は初期臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき 返還免除されます。
- また、借受人（医学生、医師、大学卒業後から医師免許取得までの期間中の者）が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。

Ⅱ 申し込み方法

提出書類及び提出方法

ア. 大学の「千葉県地域枠入学試験」の出願書類と一緒に大学に提出する書類

- ①修学資金貸付申請書（第一号様式）
- ②誓約書（第二号様式）

イ. 大学の「千葉県地域枠入学試験」合格後に、大学が指定する入学手続に必要な書類と一緒に大学に提出する書類

- ・連帯保証人（2名）の印鑑証明書（3か月以内に発行を受けたもの）
- ・貸付申請者及び連帯保証人（2名）の戸籍謄本（3か月以内に発行を受けたもの）

Ⅲ 貸付決定及び貸付手続き

志願者が大学の指定する入学手続に必要な書類及び上記Ⅱの提出書類を大学に提出の上、大学入学が確認された後、令和2年4月以降に県が貸付決定通知を発行します。

Ⅳ 貸付方法

貸付決定通知を発行後、志願者本人名義の銀行口座に所定の金額を毎月貸付けます。

Ⅴ その他制度の詳細

千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則を御確認ください。

第一号様式（第三条）

修学資金貸付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者氏名 ㊟
 連帯保証人氏名 ㊟
 連帯保証人氏名 ㊟

修学資金の貸付けを受けたいので、千葉県医師修学資金貸付条例第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな氏名			
	住所及び電話番号	電話 ()		
	生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	大学名	大学医学部医学科 第 学年
修学資金の種類	1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)			
貸付申請金額	円			
貸付申請期間	年 月から 年 月まで (修学期間 年 月から 年 月まで)			
振込口座番号 (本人名義のもの)	銀行 支店 預金種別 (普通・当座) 口座番号			
希望する診療科				

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

第二号様式（第三条第一号）

誓 約 書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

年 月 日

千葉県知事 様

(申請者)

氏 名 ㊟

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

(連帯保証人)

住 所

氏 名 ㊟

職 業

生年月日 年 月 日生 (歳)

申請者との関係

電話番号

(連帯保証人)

住 所

氏 名 ㊟

職 業

生年月日 年 月 日生 (歳)

申請者との関係

電話番号

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年 月日 年 月 日生 (歳)」については記入しないこと。

記 載 例

年 月 日

第一号様式（第三条）

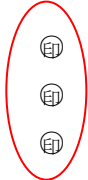
修 学 資 金 貸 付 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

申請者及び連帯保証人の印影があること。
 ただし、連帯保証人の印影は、印鑑証明書
 で証明された印影（実印）であること

申請者氏名
 連帯保証人氏名
 連帯保証人氏名



修学資金の貸付けを受けたいので、千葉県医師修学資金貸付条例第5条第1項の規定により、
 関係書類を添えて申請します。

電話番号が複数ある場合は、2段書きで記入すること

申 請 者	ふりがな 氏名	ふりがなの記入を忘れないこと 氏名は楷書で丁寧に記入すること		
	住 所 及び電話番号	郵便番号も記入すること		電話 ()
	生 年 月 日	2001年 4月 1日 (年齢〇〇歳)	大 学 名	大学医学部医学科 第1学年
修学資金の種類		① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)		
貸付申請金額		円		
貸付申請期間		令和2年4月から令和8年3月まで (修学期間 令和2年4月から令和8年3月まで)		
振込口座番号 (本人名義のもの)		千葉銀行 県庁支店 預金種別 (普通・当座) 口座番号 1 2 3 4 5 6 7		
希望する診療科		・必ず志願者本人の名義の銀行口座であること ・記入漏れがないよう注意すること		

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつた場合は「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

現時点で希望する診療科を記入すること
 (特に希望する診療科がない場合は、「未定」と記入すること)

記 載 例

第二号様式（第三条第一号）

誓 約 書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

申請者の氏名・印影を忘れないこと
なお、印影は、「修学資金貸付申請書」（第一号
様式）と同一の印影とすること



（申請者）
氏 名

㊞

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

- 連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する者（2名）が必要となり、独立の生計を営む場合とは、原則、別居していること。なお、申請者が未成年の場合、1名は法定代理人（親権者等）でなければならない（疑問等があれば、必ず事前に県の担当者に確認し、記入すること）
- 連帯保証人の記入項目は、印鑑証明書の記載事項と一致するよう記入すること
- 連帯保証人の印影は、印鑑証明書で証明されている印影（実印）とすること
- 電話番号が複数ある場合は、それぞれ2段書きで記入すること



（連帯保証人）

住 所

氏 名

㊞

職 業

生年月日 年 月 日生（ 歳）

申請者との関係

電話番号

（連帯保証人）

住 所

氏 名

㊞

職 業

生年月日 年 月 日生（ 歳）

申請者との関係

電話番号

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年 月日 年 月 日生（ 歳）」については記入しないこと。

【条例・規則】

千葉県医師修学資金貸付条例

平成二十年十月二十一日
条例第四十五号

改正 平成二一年 三月 六日条例第一八号 平成二二年 三月二六日条例第一三号
平成二六年 三月二五日条例第一九号 平成二七年 三月二〇日条例第三一号
平成二八年 三月二五日条例第一九号 平成三十年 三月二三日条例第一七号

(目的)

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

(貸付けの対象)

第二条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

- 一 大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの 長期支援コース修学資金
- 二 県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの ふるさと医師支援コース修学資金
- 2 知事は、長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者のうち、大学において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者であって、将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするものに対し、これらの修学資金に加算して、産婦人科コース修学資金を貸し付けることができる。
- 3 知事は、第一項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

(貸付金額等)

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額
長期支援コース修学資金	月額十五万円（私立の大学に在学している者にあつては、月額二十万円）
ふるさと医師支援コース修学資金	月額十五万円
産婦人科コース修学資金	月額五万円

2 修学資金には、規則で定めるところにより、貸付けを受けた額につき年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(貸付期間等)

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの申請及び決定)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
- 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金に利息を付してこれを返還しなければならない。

- 一 貸付期間が満了したとき。
- 二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- 三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除(同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。)を受けることができないことが確定したとき。

(返還の免除)

第八条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するものとする。

- 一 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間(当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。)の二分の三に相当する期間(以下「返還免除期間」という。)に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修(医師法(昭和三十二年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)(臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。次号及び第三号並びに次項において同じ。)を受け、かつ、特定病院等(借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。)において医師の業務(臨床研修を除く。以下同じ。)に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき(休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。以下同じ。)を除く。
- 二 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の産婦人科若しくは産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
- 三 前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は前各号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 借受人が医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間（この項の規定により当該期間に知事が正当な事由があると認める期間が加えられている場合は、その期間を含むものとする。）を経過する日までの間に、災害、病気、出産、育児、研修（知事が別に定める研修に限る。）その他の正当な事由により、県内において臨床研修を受け、又は特定病院等において医師の業務に従事することができない期間があると知事が認めたと時の前項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「四年」とあるのは、「四年に知事が正当な事由があると認める期間を加えた期間」とする。
- 3 知事は、第一項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することができる。

（返還の猶予）

第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還及びその利息の支払を猶予することができる。

- 一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- 二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- 三 前条第一項第三号及び第三項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

（延滞利子の徴収）

第十条 借受人は、修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

- 2 知事は、借受人が修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

（委任）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（失効）

- 2 この条例は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

一部改正〔平成二二年条例一三号〕

（失効に伴う経過措置）

- 3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月六日条例第十八号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日条例第十三号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日条例第十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定（第八条第一項第一号ただし書の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月二十日条例第三十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成二十八年三月二十五日条例第十九号)
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則(平成三十年三月二十三日条例第十七号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に千葉県医師修学資金貸付条例第五条第二項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該決定に係る修学資金については、改正後の同条例の規定(第八条第二項の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

改正 平成二四年 三月三〇日規則第三八号 平成二六年 三月二五日規則第一四号
平成二八年 三月二五日規則第一二号 平成三十年 三月二三日規則第一四号

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第一項第一号及び第二号の規則で定める者)

第二条 条例第二条第一項第一号及び第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に入学するために住所の変更をした者であって、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの
- 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者
- 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者

(利息の計算方法)

第二条の二 条例第三条第二項に規定する利息は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数を基礎として、日割りによって計算するものとする。

2 条例第三条第二項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(申請手続)

第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあつては第四号を、ふるさと医師支援コース修学資金及び産婦人科コース修学資金の貸付けにあつては第二号を除く。）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
 - 二 推薦書（別記第三号様式）
 - 三 連帯保証人の印鑑証明書
 - 四 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 長期支援コース修学資金及びふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。
- 一 県内に住所を有する者 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの
 - 二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が第二条各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

(連帯保証人)

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあっては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

（貸付決定取消事由等の届出）

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第六号に掲げる届出書にあっては、災害、病気その他のやむを得ない事由による場合を除き、あらかじめ届け出なければならないものとする。

- 一 大学を退学するとき。 大学退学届（別記第五号様式）
 - 二 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届（別記第六号様式）
 - 三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学（停学）届（別記第七号様式）
 - 四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学（停学期間満了）届（別記第八号様式）
 - 五 臨床研修を開始し、修了し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届（別記第九号様式）
 - 六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断し、若しくは休止するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届（別記第十号様式）
- 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署の上、借受人死亡届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

（医師業務従事開始届の提出）

第六条 借受人（特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかった者に限る。）は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還届の提出）

第七条 条例第七条の規定により修学資金を返還しようとする者は、修学資金返還届（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還免除の申請）

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（条例第八条第一項の期間の計算方法）

第九条 条例第八条第一項に規定する県内において臨床研修を受けた期間及び特定病院等において医師の業務に従事した期間の計算は、月数による。この場合において、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

（返還猶予の申請）

第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（延滞利子の減免申請）

第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

（氏名等変更届の提出）

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の署名）

第十五条 借受人は、第三条、第四条及び第十二条に規定する申請書、届出書及び借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

（報告）

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年三月二十五日規則第十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年三月二十三日規則第十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。